—目次—

１．　この学生証は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

２．　校訓・学校教育目標・校章の由来・・・・・・・・・・・

３．　吹上中学校校歌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

４．　生活のきまり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

５．　吹上中学校生徒会会則・・・・・・・・・・・・・・・・

６．　選挙規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

７．　埼玉県歌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

８．　埼玉県略図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

９．　交通ルールを守ろう・・・・・・・・・・・・・・・・・

―この学生証は―

(1) 本校の生徒としての身分を証明するものです。また、学校を知り自分を知り、目標をもって生活するためのものです。

(2) 中学生としての生活を自主的に計画し、記録するとともに、反省の資料として活用しましょう。

校訓

継続は力なり

「日々自省　日々自律　日々自彊」

学校教育目標

自らの力で未来を拓く生徒の育成

＜目指す生徒像＞

○主体的に学び続ける生徒(知)

○人間性豊かな生徒(徳)

○自己実現できる生徒(体)

校章の由来

本校は昭和 22 年 4 月 1 日　吹上町・小谷村学校組合立として創立。昭和 33 年 10 月 1 日従来からの吹上中学校と下忍中学校が廃されて、新たに統合吹上中学校が開校した。これを機として現在の校章が制定された。

「中」の字をかこむ３つの逆三角形は、吹上、小谷、下忍の３地区をあらわし、三角形の縁にあたる部分は、稲の葉を直線的デザインとして、生気あふれる質実剛健な気風を象徴したものである。

校　歌

川辺　　夏生　作詞
下山　つとむ　校閲
池田　　　浩　作曲

一．清らかな　泉わく　吹上の園
みどりの　風に
ひるがえる　校旗を仰げば
ああ　輝くよ
われらが　希望の　うるわし夢を
はるかに　えがいて　若い命の
真理の戸びらを　ここに　開け

二．早苗田の　歌声に　栄ゆく里の
文化を　継いで
先人の　伝統仰げば
ああ　高鳴るよ
われらが　血潮に　脈うつ思い
ちからと　抱いて　若いかいなに
正しい世界を　ここに　築け

三．澄みわたる　空のはて　富士の根そびゆ
学びの　窓に
動きなき　しるしと仰げば
ああ　この祖国
われらが　手と手を　固く結びて
あらたな　世紀の　若い叫びに
母校のほまれを　ここに　掲げよ

令和７年度　中学校生活の決まり（生徒用）

鴻巣市立吹上中学校　校訓　継続は力なり
学校教育目標　自らの力で未来を拓く生徒の育成
主体的に学び続ける生徒（知）人間性豊かな生徒（徳）自己実現を目指す生徒（体）

１．目的：吹上中学校の生徒としての自覚と責任を持ち、明るく規律ある学校生活をおくるための基本的な生活指針です。よく読んできちんと守り、秩序ある学校にしましょう。

２．登下校：安全に、時間を守って登下校をします。
（１）できるだけ複数で登下校し、不審者に注意して、犯罪に巻き込まれないようにしましょう。
（２）交通ルールを守り、横に広がることなく安全に登下校しましょう。
（３）登下校の服装は制服です。夏の更衣期間は、部活動終了後は体育着で下校しても良いです。
（４）正門・北門・自転車通用門を使って登下校します。東門は使用しません。
（５）７：５０から８：１０までに校門をくぐり、出席確認５分前の８：１５には着席しましょう。
※部活動の朝練習などに参加する場合は７：１５前に登校してはいけません。
（６）下足箱の靴は指定された場所に３ピタ（かかと）を意識して整頓して入れましょう。
（７）登校後は許可なく学校外に出てはいけません。
（８）後片付けや着替えの時間も考慮して、完全下校時刻を守りましょう。
（９）再登校や休日登校する場合は制服、またはジャージ・体操着・部活動着で学校に来ます。
（10）再登校や休日登校の時に自転車登校できるのは自転車通学者のみです。

３．欠席または遅刻する場合：保護者の方がｅメッセージまたは電話で連絡します。
（１）ｅメッセージは８：１０まで、電話連絡は７：４５～８：００までに電話をして下さい。
（２）部活動の朝練習を欠席するときは、登校後に顧問の先生に報告しましょう。
（３）遅刻した場合は、職員室に寄り、学年の先生に登校したことを報告してから教室へ向かいます。

４．職員室の入室：必要に応じてマナーを守って入室します。
（１）かばんやウィンドブレーカー、コートなどは、廊下に置きましょう。
（２）入室はするときにはあいさつと名前と用のある先生や入室の目的を言いましょう。
「失礼します。〇年〇組の〇〇〇〇です。〇〇先生に用事があって来ました。」
（３）退室するときは「失礼しました。」とあいさつしましょう。
（４）必要最低限の人数で入室し、「付き添い」の生徒は、廊下で待ちましょう。
（５）定期試験の１週間前と学期末は、職員室の入室が制限されます。入口の緑のテープより先は入れない。

５．朝の会：１日の始まりにふさわしい会にします。
（１）服装は原則として制服です。朝練習などに参加した人は着替えを済ませておきましょう。
（２）名札やスカーフを忘れたら、先生たちの会議が始まる８：１０より前に職員室で借りましょう。
（３）８：１５には準備を済ませて着席します。８：２０に着席していない場合は遅刻です。
※机上には朝読書の本を用意し、読書をして担任の先生を待ちましょう。
※カバンはロッカーに入れ、机のわきに大きい荷物をかけないようにしましょう。
（４）８：２５（朝の会終了）から８：３５まで朝読書の時間です。

６．朝会・集会：規律を重んじ、品位ある雰囲気の朝会・集会にします。
（１）廊下に整列し、学級委員の指示に従って８：１５までに移動を開始します。
（２）無言入退場を徹底します。移動開始から朝会・集会中、教室に戻るまでおしゃべりをしません。
（３）名前を呼ばれたら、はっきり大きな声で「はい」と返事をしましょう。
（４）８：２０に整列していない場合は、遅刻です。
（５）整列指示は、学級委員が行います。学級委員不在の場合は、生活委員が代理を務めます。

７．授業：約束を守り、意欲的に授業に取り組みます。
（１）休み時間のうちに次の授業の準備をし、チャイムが鳴る前に着席をします。
（２）先生の話を集中して聞き、ノートの記録をしっかり取ります。
（３）授業中にふさわしいていねいな言葉づかいをします。
（４）積極的に発表・発言し、疑問に思ったこと・理解できなかったことは質問しましょう。
（５）学習活動以外では立ち歩いてはいけません。
（６）提出物の期限を守りましょう。

８．休み時間：休み時間は移動や準備の時間です。
（１）登校時や休み時間に「学年の連絡コーナー」を見る習慣をつけましょう。
（２）移動教室の場合は早目に移動し、移動教室が連続する場合は次の用意もしておきましょう。
（３）廊下・階段・通路などを走ってはいけません。ゆとりをもって行動しましょう。
（４）他クラスや特別教室に入ってはいけません。用がある場合は必ず先生の許可を得て入室します。
（５）ベランダには、許可されたとき以外に出てはいけません。

９．給食：素速く、協力して準備し、食事の時間を確保して、楽しい給食の時間にします。
（１）第４校時の服装で準備、食事、片付けをします。給食当番はすぐに身支度を整え活動しましょう。
（２）授業終了１０分後には、「いただきます」ができるように準備をしましょう。
（３）１３：１０または１２：５０（４５分授業）の給食終了の時間まで教室から出てはいけません。
（４）はしセットを忘れた場合は、職員室ではしを借り、後日必ず返却する。

10. **清掃**：自分たちが使う学校を自分たちできれいにします。
（１）６校時（６校時）終了後すぐに清掃場所に移動して、無言清掃を開始しましょう。
（２）終了時間まで、汚れている場所を探して、一生懸命清掃に取り組みます。
（３）雑巾で水拭きする場合はバケツを使ってぬらしたり、すすいだりしましょう。
※バケツの水はトイレの流しでくみ、トイレの流しに流します。
（４）１５：４０または１４：４０（５時間授業）の清掃終了時間後、担当の先生と反省会を行います。
※金曜日は完全無言清掃に取り組み、教室掃除の雑巾は水拭きをします。

11. **帰りの会**：１日を振り返り、次の日の学校生活に備えます。
（１）昼休みまでに、次の日の授業連絡を背面黒板に書いておきます。
（２）最後の授業の服装で終了から５分以内に行います。机上にはカバンや着替えなどは置きません。
※部活動がない日の帰りの会は制服に着替えてから行います。
（３）次の日の授業連絡や提出物・その日の学習計画・日記などを「やりとり帳」に記録します。
（４）配布物や手紙類は、確実に保護者に渡しましょう。
（５）帰りの会後は教室を出て、部活動などの活動場所で着替えましょう。（教室では着替えない）
（６）帰りの会終了後、学年ごとに週番活動を行い、翌日に備えて教室を整備します。
（７）特別な活動や学習などで残る場合は、必ず担当の先生に相談し、少人数教室などを利用します。
※自分のクラスに残って作業や学習をしてはいけません。

12. **持ち物**：学校生活（学習活動や部活動）に必要のないものは持ち込みません。
（１）指定されたカバンを利用し、入りきらない場合ロッカーに入るサブバックを使用します。
（２）カバンにキーホルダーなどを付けてもかまいません。常識の範囲内でつけましょう。
（３）水、茶、スポーツドリンクの水筒（容器状のペットボトルホルダー等も含む）を持参してもよいです。
（４）リップクリーム、ハンドクリームは無色・無香料のものを使いましょう。
（５）カッターや小刀などの刃物は、特別な指示がない限り持参しません。

13. **頭髪**：学習に適した頭髪にし、加工したり、整髪料をつけたりしません。
（１）特殊な髪型や奇抜な髪型は避けましょう。
（２）前髪は目にかからない長さにしましょう。
髪の毛が顔の横にたれて邪魔な場合はピンで止めたり、耳にかけたりしましょう。
（３）髪先が肩にかかる場合は、頭頂部を避け、２つまたは正中線上で１つにしばりましょう。
ヘアゴムは黒・紺・茶色に限ります。
（４）結んだ髪がまとまらないときは、ピンで止めましょう。
※ピンは黒色で目立たないものにしましょう。ピンの数は必要最小限にしましょう。
（５）まゆ毛を加工したり、いじったりしません。衛生的に整えるのは可とします。
（６）頭髪の事で悩みや不明な点がある場合は、先生に相談したり、聞いたりしましょう。

14. **服装**：吹上中学校の一員としての自覚を持ち、学習の場にふさわしい清潔な服装を心がけましょう。
（１）制服　１０月～５月　男子は標準学生服、女子はセーラー服（スカートまたはスラックス）
※セーラー服の下には、ブラウスか体育着を着用します。
※制服の下にジャージは着用しません。
６月～９月　男子はワイシャツにズボンを着用する
女子がブラウス・ワイシャツにスカート・スラックスを着用します。
①衣替え(６月１日、１０月１日)の前後１ヶ月は、どちらを着用しても構いません。
②制服にはボタンと校章をつけます。※儀式などでは、男子は襟のホックをします。
③スカートはひざがかくれる程度の長さで着用し、ウエストを折り込んではいけません。
④ベルトは黒または茶を着用します。
⑤ワイシャツは白の無地とし、開襟、ボタンダウンなどは着用しません。
⑥セーターは紺･黒･グレーのＶネックまたは丸首とし、カーディガンは着用しません。
※裾や袖口が制服からはみ出ないようにしましょう。
※セーターだけでの学校生活をしません。
⑦一度体育・ジャージに着替えたら、その後は体育・ジャージで生活して構いません。
午後の授業は体育着・ジャージで授業を受けても構いません。
（２）靴下　白・黒・紺・グレーのいずれかでくるぶしが隠れる長さで、ワンポイントまでとします。
※冬季にタイツ・レギンスを着用している場合は、靴下を履いても構いません。
（３）靴　紐付き運動靴（色指定はなし）を履き、かかとをつぶしたり、紐をはずしたりしません。
※高価なシューズや、運動に適さないスニーカー等は禁止とする。紛失防止の為、記名をすること。
※雨や雪の日の長靴や雪靴は構いません。
（４）防寒具　ウインドブレーカーの上着やコートを着用しても良いです。
手袋やマフラー、耳当ては必要に応じて使用しましょう。
※室内ではコートや手袋、マフラー、耳当てなど防寒具は使用しません。
（５）上履きを忘れたときは、青色のスリッパを職員室で借りて使用します。

15. **その他**
（１）机、椅子、清掃用具など公共物を大切にし、学校の備品などを壊してしまったら、すぐ先生に連絡します。特にガラスなどは、後始末にも危険を伴うので先生にすぐ申し出ましょう。
（２）早退した時は、家に着いたら必ず学校に電話してください。
（３）上履きと靴の使用場所をきちんと区別しましょう。
※グリーンライン内や一段高くなっているところは、土足禁止です。
（４）緊急放送があったら、静粛にし、放送の指示に従います。
（５）特別な行事や給食の無い日に部活動などする場合は、次の約束を守りましょう。
※登校後に、お弁当を買いに出ない。弁当に菓子類を入れない。
※弁当は、担任や顧問の先生が指定した教室で食べます。
（６）生活の決まりについて確認や疑問点などがある場合は、担任の先生に相談してください。

吹上中学校生徒会会則

私たちは、先生の指導のもとに、会員の自治と親睦によって心身を鍛え、学校生活を通して、よりよい公民となるため次の会則を定める。

第１章　総則

第１条　本会は吹上中学校生徒会と称する。

第２条　本会は自主的精神を基にして学校生活を充実し、健全な校風を樹立することを目的とする。

第２章　会員

第３条　本会は吹上中学校の全生徒を会員とする。

第４条　本校職員は顧問とする。

第３章　執行部員

第５条　本校に次の執行部員を置く。

会長　　１名

副会長　３名（男女各１名、下学年より１名）

書記　　４名（男女各１名およびその２名をのぞく同学年の最高得票者、下学年より１名）

１．執行部員の任期は１年とし、再選しても良い

２．執行部員に欠員が生じた場合は、速やかにこれを補い、その役員の残余をつとめる。

第６条　執行部員の資格

１．会長・副会長・書記は全会員による選挙と学校長の承認を得て任命される。

２．選挙において副会長・書記の立候補者が定員に満たなかった場合に、その欠員は新会長候補の推薦と評議会の承認を得て任命される。

３．執行部員の兼任はできない。

第７条　執行部員の任務

１．会長は本会を代表し、生徒会のすべての責任を負う。

２．副会長は会長を助け、会長に事故のあった場合はその代理をする。

３．書記はすべての記録および書類の整理を行い、その結果を会員に報告し、生徒会顧問・学校長の承認を得る。また、会費の出納および帳簿の整理保管を行い、年度末に会員に報告する。

第４章 機関

第８条　本会に次の諸機関を置く。

総会、評議会、執行部会、専門委員会、選挙管理委員会、学級会、学年委員会、部活動部長会

第９条　総会

１．総会は全会員で組織し、本会の最高議決機関である。

２．定例総会を年２回開く。

３．評議会あるいは会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

４．会長は原則として３日以前に公示してこれを招集する。

５．総会は全会員の３分の２以上の出席で成立する。

第１０条　評議会

１．評議会は毎月１回原則として専門委員会の翌週に定例会を開く。ただし必要に応じて臨時評議会を開くことができる。

２．評議会は執行部員８名、各専門委員長、各学年委員長、部活動代表で構成する。ただし、必要に応じて、その他行事の実行委員長の出席を求めることができる。

３．評議会は本会運営の中心となり、次の諸事項を行う。

（1）　全会員の自治に関すること。

（2）　本会の予算決算に関すること。

（3）　各委員会、各部の運営または設置・改廃に関すること。

（4）　本会の年中行事に関すること。

（5）　学校よりはかられたこと。

（6）　評議員の提案を討議議決すること。

（7）　その他、必要な事項に関すること。

第１１条　執行部会

１．執行部会は正副会長および書記によって構成する。

２．執行部会は本会活動のすべての企画・原案作成および運営にあたる。

第１２条　専門委員会

１．専門委員会は、前期制・後期制とする。

２．専門委員会には次の委員会を置く。

学級委員会、体育委員会、給食委員会、広報図書委員会、環境美化委員会、放送委員会、保健委員会、生活委員会

３．各委員会は各学級より選出された男女各１名の委員で構成する。

４．各委員会の委員長１名、副委員長１名、書記１名は、委員の互選によって決定する。

５．評議会は各委員会の委員長で構成する。

６．各委員会は毎月１回の定例会および必要に応じて随時活動する。

第１３条　選挙管理委員会

１．選挙管理委員会は第３学年の各学級より男女各１名選出して構成する。

２．選挙管理委員会は次の諸事項を行う。

（１）　選挙の告示。

（２）　立候補者届け出に関する一切の事務。

（３）　選挙運動に関する一切の指導。

（４）　投票場、開票場での事務および指導。

（５）　当落の決定および公表。

（６）　異議申し立てがあった場合の審議および公表。

（７）　その他、選挙に関する一切の事務。

第１４条　学級会

１．学級会は学級全員で構成し、顧問教師(学級担任)と学級委員、体育委員、給食委員、広報図書委員、環境美化委員、放送委員、保健委員、生活委員を男女各１名ずつ置く。委員の兼任はできない。

２．学級会は必要に応じて上記の委員以外に係・委員を置くことができる。

第１５条　学年委員会

１．学年委員会は各学年とも各学級の学級委員によって構成する。

２．学年委員会は正副委員長および必要に応じてその他の委員を選出する。

３．学年委員会は各学年の活動の企画・運営にあたる。

第１６条　部活動部長会

１．部活動部長会は各部の部長で構成し、運動部長１名、文化部長１名を部長の互選により決定する。

２．部活動部長会は次の事項を行う。

（１）　各部活動間の連絡と調整などの必要事項。

（２）　その他、部活動運営に関すること。

第１７条　顧問

各組織にはそれぞれ顧問教師を置く。

第5章　選挙

第１８条　選挙については別にこれを定める。

第6章　解任

第１９条　執行部員として不適任と認められる場合は全会員の３０パーセント以上の署名を得た後、発議申請書の提出により解任表決のため生徒会特別投票を行う。この場合会員の４分の３以上の賛成で解任される。

第７章 会費

第２０条　本会の会費は年間１８００円とし、うち８４０円を部活動費とする。

第８章 改正および承認

第２１条　本会則および細則の改正は改正案を出し、評議会の３分の２以上の多数決によって可決し、全会員の４分の３以上の承認を得、最後に学校長によって承認されたとき、即刻有効となる。

第９章 付則

第２２条　議会規程・選挙規程・会計規程については、これを別に定める。

第２３条　この会則は昭和４４年5月６日より施行する。

（平成２２年１２月一部改正）

（令和　6年　3月一部改正）

選挙規程

（平成２０年１２月一部改正）

第１条　根拠

この規程は生徒会会則第６条１項にもとづき制定する。

第２条　効力

生徒会役員ならびに各委員の選出は、特別に定めがある以外この規程によらなければならない。

第３条　選挙管理委員会の発足

1. 選挙管理委員会は生徒会会則第１３条１、２項にもとづく委員によって構成し、委員は互選により正副委員長各１名を選出する。
2. 選挙管理委員会は委員長の選出が校長の承認を得たときに発足する。

第４条　日程

選挙に関する日程は特に学校運営上支障のない限り９月上旬に公示する。日程は下記の項を基準とする。

1. 立候補の受付期間　　受付公示の日より７日間。
2. 選挙運動期間　　受付官僚の時から投票日の前日まで。
3. 放送による演説会　　受付完了の翌日から投票日の前日までの適当な日。
4. 立会演説会　　投票日の前日・当日。
5. 投票日　　受付公示の日より２０日程度。

第５条　立候補者の資格

立候補するものは本校生徒会会員で、会員１０名の推薦を得なければならない。

第６条　立候補届け出

1. 立候補者は期日までに選挙管理委員会所定の用紙に必要事項を記入の上、選挙管理委員会に届け出許可を得なければならない。
2. 選挙管理委員会は届け出が適当であるとき許可書を候補者に対し、交付する。

第７条　選挙運動

選挙の公正を期するため運動について次のように定める。

1. ポスターは選挙管理委員会の許可を得たもの以外掲示できない。
2. 枚数は候補者１名につき３枚以内とし、大きさは半紙大で責任者名がなければならない。
3. ポスターは選挙管理委員会が指定した場所以外掲示できない。
4. 選挙管理委員会は立候補届け出完了より投票日の前日までの適当な機会に放送による演説および立会演説会を各１回行う。演説の順序は役職順とする。
5. 前記各項に違反した場合立候補または当選の資格を失うことがある。

第８条　投票

1. 選挙管理委員会は投票場、投票箱、記入場所を設置し、運営を適切、公正に行うよう心がける。
2. 選挙管理委員会は投票に先立ち、各クラスの学級名簿１通を用意し、投票当日の欠席者を明確に記入し、投票日の人数を確認する。
3. 投票は学級単位に指定の投票場にて無記名で行う。
4. 選挙管理委員会は投票者と学級名簿を照合確認の上、投票用紙を交付し、名簿に交付したことを明記する。
5. 投票用紙の記入は用紙に記載されてある立候補者名の上に〇印をつける。
6. 投票用紙の様式は本規程最後の条項に掲げる。

第９条　開票

開票は次のとおりとする。

1. 開票の公正を期するため各立候補者の推薦責任者１名を立会人としておく。
2. 開票の事務は一切選挙管理委員が行う。
3. 開票は即日開票とし、結果は速やかに公示されねばならない。
4. 次の事項に該当するものは無効票とする。
   ア　所定の投票用紙を使用しないもの。
   イ　所定の記載方法をしないもの一切。
5. 開票の集計が終了したとき選挙管理委員長は集計用紙を二通作成し立会人のサインを受け一通を生徒会本部へ保存し一通を校長に提出する。

第１０条 当選

当選は以下のとおりとする。

ア　会長　　２年最高得票者１名とする。ただし全有効票数の４分の１以上の得票数を必要とする。

イ　副会長　２年より男女最高得票者男女各１名、１年最高得票者１名とする。ただし全有効票数の１６分の１以上の得票数を必要とする。

ウ　書記　　２年最高得票者男女各１名、およびその２名を除く２年最高得票者１名、１年最高得票者１名とする。ただし全有効票数の１６分の１以上の得票数を必要とする。

エ　ア～ウにおいて同一得票者が２名以上となったときは上位２名による決戦投票を行う。この場合上位得票者が当選となる。

第１１条 異議

1. 異議申し立ては当選人告示後７日以内に選挙管理委員会宛文書により届け出るものとする。
2. 異議申し立ての採否は選挙管理委員会が決定し採点決定の理由書を申し立て人宛文書をもって交付する。

3. 異議の申し立てが採択されたときは校長の承認を得てその適正を行う。

第１２条 承認

当選者の役員決定は校長の承認を必要とする。承認は認証式の辞令交付による。

第１３条 補欠選挙

役員に欠員を生じたときは次にあげる項により補充する。

1. 選挙後３か月以内に会長または副会長に欠員が生じたときは繰り上げ当選とする。これにともなう役員の補充は会長が行う。
2. ３か月以降に欠員が生じたときは、それが会長または副会長に限り補欠選挙を行うものとする。他の役員については会長が委嘱する。
3. 補欠選挙にともなう選挙管理委員は本規程第３条により決定する。

第１４条 選挙管理委員会の解散

選挙管理委員会は役員の認証式をもって任務の一切を終了し解散する。

第１５条 用紙の書式

略

埼玉県歌

埼玉県歌等制定審査会選定

岸上のぶを　作詞

神保光太郎　補作

明本　京静　作曲

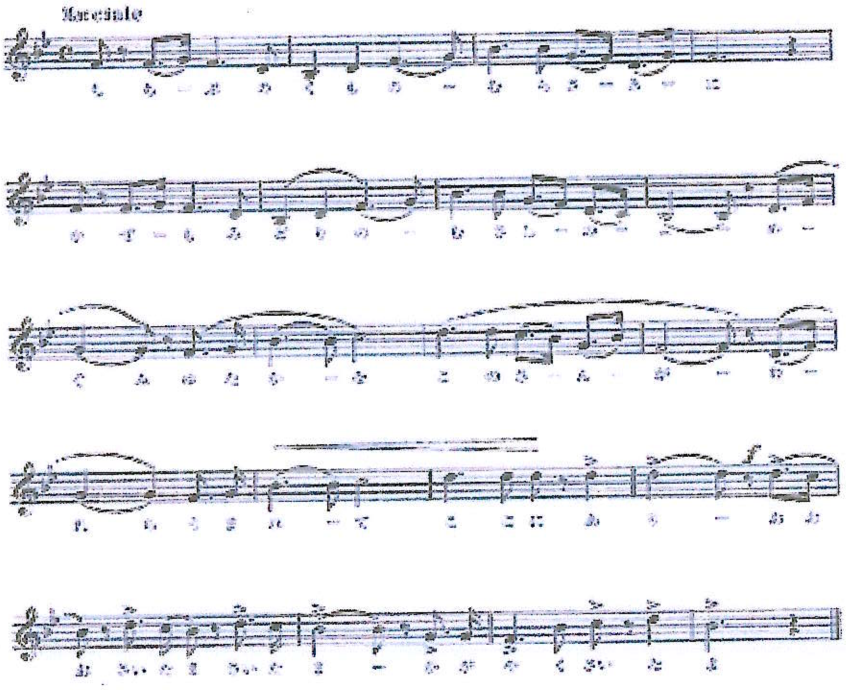

1．秩父の雲の　むらさきに
風もみどりの　むさし野よ
恵み豊かな　この山河（さんが）
われら生まれて　ここにあり
おお　埼玉　埼玉　輝く埼玉

2．古き伝統　新しき
生命(いのち)をこめて　しあわせの
未来をひらく　この文化
われらつどいて　ここにあり
おお　埼玉　埼玉　輝く埼玉

3．日に日に進む　産業に
こぞるちからも　たくましく
希望はもえる　このあした
われら明るく　ここにあり
おお　埼玉　埼玉　輝く埼玉

4．北に大利根　荒川は
南をめぐり　人和して
県旗（はた）はまがたま　この理想
われらちかって　ここにあり
おお　埼玉　埼玉　輝く埼玉

埼玉県市町村地図

令和６年６月１日現在

交通道徳を守り事故を防ごう

歩　行

○登校下校の時は学校できめられている通学道路を必ず通りましょう。
○右側通行を守り、友達と横にならんで歩いてはいけません。
○歩道と車道のあるところは、必ず歩道を歩きましょう。
○ななめ横断はやめましょう。横断は必ず横断歩道を利用しましょう。
○車の直前直後の横断は絶対にやめましょう。
○なるべく安全な道路をえらんで歩きましょう。
○ふみきりや交叉道路では必ず一旦停止し、右左の安全を確認してから通りましょう。
　信号機のあるところでは信号に従わなければならない。

自転車

○普通車を利用し、常にブレーキ、ベル、ラベルなど車体の点検をしましょう。
○左側通行を守り、ならんで走ることはやめましょう。
○無理なスピードや追越しをしてはいけません。
○２人乗りや片手ハンドルなど危険な乗り方はやめましょう。
○雨の日は雨ガッパを着用しましょう。
○ふみきりや交叉路の横断は特に規則を守りましょう。
○一時停止の規則を守りましょう。
○ヘルメットの着用を心掛けましょう。

乗物の利用

○おさないで順序よく乗り降りしましょう。
○乗物の中では大きな声でのおしゃべりはつつしみましょう。
○立っているときは、必ずつり革や手すりを持ちましょう。
○窓から手や首を出してはいけません。
○老人には席をゆずりましょう。
○乗物が止まってから乗り降りしましょう。

交　通　標　語

●規則守って、明るい交通
●僕たちで模範しめそう右側通行
●車は左　人は右　守る信号　交通安全
●うっかり　ぼんやり　事故のもと